

答申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年10月10日福
警交指第4794号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）
は妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成15年
1月23日から最新までの福岡県久留米市諏訪野町7番地8北側道路（通称
市場通り）及び同町2546番地、同町2560番地20、同町2561番
地8から2560番地20付近の道路における時間帯規制違反に関する交
通取締件数の月別又は年別の集計（個別事件の内容や詳細ではなく、単なる
件数の統計情報）である。

(2) 本件公文書の開示決定状況

実施機関は、本件公文書を作成しておらず、存在しないとして、福岡県情
報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条
第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件公文書を開示するよう求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和6年9月24日付けで、実施機関に対し、条例第6
条第1項の規定により、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）
を行った。

イ 実施機関は、令和6年10月10日付けで、審査請求人に対し、条例第
11条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知
した。

ウ 審査請求人は、令和6年10月15日付けで、本件決定を不服として、
審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、
審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和7年1月30日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

- (1) 交通取締りに関する統計データは、通常警察業務の一環として管理されているべきものであり、それが「存在しない」とする決定は合理的ではない。特に、時間帯規制違反に関する取締りは市民の安全に直結する重要な業務であり、その統計情報が適切に管理されていないことは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）及び警察の業務上の責任に反している。
- (2) 警察は交通規制に基づく取締りの統計を作成し、それに基づいて安全対策を実施しているはずであり、統計データが存在しないという実施機関の主張は、取締りが適正に実施もしくは管理されていないことを意味するものである。
- (3) 実施機関は、「交通切符等管理システム（以下「切符管理システム」という。）に時間帯規制違反の業務コードがないため統計情報が存在しない」と主張しているが、合理性を欠いている。切符管理システムには、違反場所、違反日時、違反種別が登録されているとされている。これらを基にデータを組み合わせ、時間帯規制違反の検挙件数を特定することは技術的に可能である。
- (4) 実施機関は「業務コードがない」と説明しているが、時間帯規制違反は道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第2項に基づく重要な規制である。これに対応する業務コードがないこと自体が、警察業務の不備を示しており、行政として重大な問題である。
- (5) 切符管理システムや交通事故総合システムに登録されているデータを再調査し、請求内容に対応する統計を抽出すべきである。場所を指定した全件の検挙データを抽出し、その中から時間帯規制以外の違反を差し引くことで、時間帯規制違反の統計情報を導き出すことが可能である。
- (6) 公文書管理法第4条では、行政機関は業務遂行に必要な記録を作成し保存する義務を負っている。時間帯規制違反の統計情報は交通安全政策の基礎資料であり、その不存在は公文書管理法に違反する可能性がある。また、条例の趣旨に反し、情報の不存在を理由に公開を拒むことは、市民の知る権利を著しく制限する行為である。
- (7) 時間帯規制違反の統計情報は、警察の交通安全対策や業務改善において重要な資料であり、その公開は市民の利益に資するものである。統計情報を公開しないことは、警察業務の透明性を欠いた運営を助長する。もし統計情報が本当に作成されていないのであれば、警察は交通安全政策の適切な実施を怠っている可能性があり、業務上の重大な違法性が疑われる。

- (8) 切符管理システムには違反日時、違反場所、違反種別が登録されていると
のことである。そのうち時間帯規制違反とは、特定の場所において特定の時
間帯のみに成立する違反である。つまり、場所と日時、規制内容を組み合わ
せれば識別できる違反類型であり、単に業務コードがないという理由だけで
データが存在しないと断定するのは不合理である。
- (9) 対象地点周辺には、道路標識設置基準に違反している等の問題がある標識
が2種類存在する。このような基準に適合しない標識環境の中で取締りが継
続して行われ、検挙が繰り返されていた可能性がある以上、検挙件数という
統計情報を開示し、取締りの適正性を検証する必要性は一層高い。
- (10) 対象地点では、長期間にわたり取締りが行われていたことが複数の警察官
及び近隣住民の証言によって確認されている。特に複数の警察官の証言は公
文書として保管されている。このような状況で、大多数の検挙が行われてい
た可能性があるため、検挙件数を開示してもらい、取締りの適正性を検証す
る必要がある。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 審査請求人は、本件開示請求において、特定期間、特定場所を示し、時間
帯規制違反の検挙件数の統計情報について開示を求めているが、このうち、
「時間帯規制」とは、道路交通法第4条に規定する都道府県公安委員会が行
う交通規制のうち、同条第2項で示す区域、道路の区間または場所を定め、
対象を限定し、または適用される日もしくは時間を限定して行う交通規制を
意味するものである。
- (2) このような交通規制は、例えば、駐車禁止などの本来の規制について、規
制対象となる場所、車両、時間等を限定して行うものであり、実際の道路標
識においては、本来の規制標識に付属する補助標識として設置される。
- (3) 実施機関において切符管理システムに登録する違反種別は、業務コードに
より登録しているものの、本件開示請求に係る「時間帯規制」などの補足事
項については、業務コードが存在せず、切符管理システムへの登録を行って
いないため、データそのものが存在しない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 交通違反について

道路交通法に定められた交通方法や速度等の交通規制に違反した場合
は、道路交通法違反（以下「交通違反」という。）として、違反行為の程度

に応じ、反則金や違反点数等を科す行政処分や罰金等の刑事罰の対象となる。交通違反となる主な行為には、酒気帯び運転、速度超過、信号無視、駐車禁止等がある。

なお、本件開示請求における「時間帯規制」とは、同法第4条に規定される都道府県公安委員会が行う交通規制のうち、特定の区域、道路の区間又は場所において、時間帯を指定して行う交通規制を指すが、時間帯規制は、速度規制等の交通規制に場所や時間の限定条件を付す補足的な規制であり、「時間帯規制違反」という交通違反そのものは存在しない。

イ 交通取締りに係る検挙情報の管理について

都道府県警察では、交通取締りに係る検挙情報について、違反行為に応じて作成した交通切符、交通反則切符（駐停車専用含む。）、点数切符及び保管場所法交通切符（以下「交通切符等」という。）そのものを保管しているほか、交通取締りにおける検挙情報を一元管理し、内容の分析や集計等に活用するため、専用のシステム等に交通切符等に記載された情報を登録し、データ管理している。

なお、検挙情報を管理するためのシステムは全国共通のものではなく、システムを導入している都道府県独自の仕様となっており、システムに入力される情報や入力方法もそれぞれの都道府県において定められている。

ウ 切符管理システムの登録情報について

実施機関では、交通切符等に記載された情報を登録し、データ管理するための専用システムとして、切符管理システムを運用している。

切符管理システムへの登録は、交通切符等に記載された情報を基に、違反者の氏名、性別、生年月日等の人定事項に関する情報、違反車両の車両番号、違反年月日、違反場所、違反種別のほか、違反場所の管轄警察署・交番、検挙警察署・交番などの情報を入力しており、その方法は、記載された情報を直接入力する方法、地図機能により地点登録する方法、予め定められた業務コードを入力する方法など、項目によって異なる。

このうち、交通違反内容を示す違反種別は、多種多様な違反種別の登録を効率的に行うため、業務コードで入力しており、その業務コードは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に定める速度超過や駐車禁止違反などの一般違反行為のほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の違反行為など、その違反名毎に定められている。

なお、上記アのとおり「時間帯規制違反」という交通違反は存在しないことから、「時間帯規制違反」を示す業務コードは定められていない。

(2) 本件決定の妥当性等について

ア 本件決定の妥当性について

(ア) 実施機関は、「時間帯規制違反」については、入力に使用する業務コードが存在せず、切符管理システムへの情報の登録を行っていないため、時間帯規制に関するデータは存在せず、本件公文書は作成していないとしている。一方、審査請求人は、業務コードがないとしても、場所と日時、規制内容を組み合わせればシステムからの抽出が可能であり、業務コードがないことは不存在の理由にならないとしている。

(イ) 実施機関は、上記(1)イのとおり、交通取締りにおける検挙情報を切符管理システムにおいて一元管理しているが、当審査会が確認したところ、「時間帯規制違反」については、業務コードを含めて入力項目は存在せず、また、時間帯規制が行われている場所やその内容に係る情報も登録されていないことが確認された。

上記(1)アのとおり、審査請求人の主張する「時間帯規制違反」とは、結局「時間帯規制がなされた場所や時間帯等における交通違反」を指し、行政処分や刑事罰の対象となるのは、あくまで当該交通違反であることから、実施機関が「時間帯規制違反」に関する情報をシステムに登録し、管理する必要があるとは認められず、「時間帯規制違反」に関するデータは存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(ウ) また、審査請求人は場所と日時、規制内容を組み合わせた検挙データの抽出が可能だと主張しているが、上記(イ)のとおり切符管理システムには、業務コードを含めて「時間帯規制違反」に係る入力項目は存在せず、また、時間帯規制が行われている場所やその内容に係る情報も登録されていないことから、切符管理システムに登録されたいかなる情報を組み合わせたとしても、「時間帯規制違反」に係る検挙データを抽出することはできない。

なお、公文書開示請求制度は、行政機関において、その職員が組織的に用いるものとして保有している文書・図画・電磁的記録としての行政文書を、あるがままの状態を開示することを目的とする制度であり、行政機関が保有するあらゆる情報を処理・加工して提供する機能まで付与する制度ではない。したがって、切符管理システム外の記録を調査・確認して「時間帯規制違反」に係る検挙データを抽出しなければならないとすることまでは認められない。

(エ) 以上のことから、本件公文書を作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

イ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。